

# 令和4年度 第1回松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和4年6月2日（木）午後2：00～

場所：松川町役場 協議会室

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

## 3. 協議事項

(1) 令和3年度事業及び決算報告について (資料1)

(2) 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について

(3) 生活交通確保維持改善計画(案)について (資料2)

地域の公共交通の確保や維持、改善を行うために、都道府県や市区町村、交通事業者等からなる協議会が、地域の生活交通の実情やニーズを的確に把握しつつ、議論を経て策定する地域の特性や実情に応じた最適な移動手段の提供などを行うための計画

(4) 監査委員の選出について

\_\_\_\_\_ 委員 \_\_\_\_\_ 委員

## 4. その他

## 5. 閉会

## 松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役職	氏名	備考
松川町	町長	宮下 智博	会長
松川町社会福祉協議会	会長	水野 一昭	副会長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表	大島区長	村田 肇	
上片桐地区代表	上片桐区長	矢澤 登	
生田地区代表	部奈区長	唐沢 寛文	
松川町商工会	会長	小澤 文人	
松川町女性団体連絡協議会	理事	寺沢 圭子	
松川町福祉を考える会	会長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	高澤 陽	
長野県南信州地域振興局	局長	丹羽 克寿	
長野県飯田建設事務所	所長	太田 茂登	
飯田警察署	署長	清滝 吉春	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	林 岳志	
松川町教育委員会	教育長	小平 順一	
松川町役場建設水道課	課長	原 高広	
松川町役場保健福祉課	課長	塩倉 智文	

### 事務局

松川町副町長	岡田 憲輔	幹事長
松川町まちづくり政策課長	佐々木 保	事務局長
松川町まちづくり政策課企画調整係	大橋 良平	事務局員
松川町まちづくり政策課企画調整係	中 ともみ	事務局員

※ \_\_\_\_\_ は今回より変更となった方

## (1) 令和3年度事業及び決算報告について

## 1. コミュニティバス運行路線

	路線名	運行状況	運行事業者
通常便	M 8 大島循環	月曜日-金曜日 (1日5便)	伊那バス
	M 2 上片桐循環	月曜日-金曜日 (1日4便)	
	M 4 生田循環 峠部奈線	月・水・金曜日 (1日3便)	丸茂自動車
M 5 生田循環 中山柄山線	火・木・土曜日 (1日3便)		
デマンドタクシー 生田地区 (実証運行)	月曜日-土曜日 (1日2便)		
通学便	M 6 上片桐・大島通学便	月曜日-金曜日 (1日5便)	伊那バス
	M 3 部奈線	月曜日-金曜日 (1日10便)	
	M 7 生田線	月曜日-金曜日 (1日10便)	

## ※デマンドタクシー

- ・利用者が乗り合わせて運行する公共交通
- ・指定のバス停もしくは生田地区の自宅前での乗降ができる
- ・利用するには、事前登録が必要。
- ・電話予約 (運行開始1時間前までに) または生田循環車内での予約が必要
- ・乗降できる場所は下記

登録された自宅 (生田地区)、七杵停留所、馬坂停留所、宮ヶ瀬停留所、清流苑、社協前  
日赤病院、農協前、役場前、中塚医院、伊那大島駅、キラヤ前

## 2. 利用状況 (単位:人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R2-R3増減
通常便+通学便	31,891	26,596	27,030	31,770	+4,740
通常便	12,536	10,912	7,086	6,338	▲748
通学便	19,355	15,684	19,944	25,432	+5,488
デマンドタクシー		(1-3月) 269	519	108	▲411
生田循環午後便	1,409	(4-12月) 798			

### 3. 主な事業

#### (1) 令和3年度の主な事業

実施時期	内容
令和3年4月～	<b>【M5 生田循環】</b> ・「下峠」、「柄山下」の停留所を予約制扱いに変更。 <b>【M6 上片桐・大島通学便】</b> ・大島地区の増野会所交差点から檜原辻交差点間をフリー降車区間に設定。 <b>【全路線】</b> ・全便において回数券の車内販売の取扱を開始。
令和3年7月	<b>【高齢者の移動実態調査】</b> ・町内在住の75～90歳高齢者（約2,000人）を対象として、移動実態の把握とフルーツバスの必要性（あり方）を検討するためのアンケート調査を実施。

#### (2) 生田地区でのデマンドタクシー実証運行

- ・長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、乗車人数は低迷し続けている状況。デマンドタクシーによる運行形態の適否が判断できないため、実証運行の期間を令和4年12月31日まで再延長し、検証を継続する。

#### (3) 乗り方教室・説明会等におけるバス利用の周知

##### ○説明会等におけるバスの周知

町が高齢者を対象に行っている下記説明会に於いて、コミュニティバスについて周知。

- ・後期高齢者説明会 実施回数/3回
- ・介護保険制度等説明会 実施回数/3回

令和3年度 松川町地域公共交通対策協議会 決算書

歳入合計 54,820,074 円  
 歳出合計 54,820,074 円  
 差引残額 0 円

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明	
1	負担金			59,625,000	54,815,939	△ 4,809,061		
	1	負担金		59,625,000	54,815,939	△ 4,809,061		
		1	負担金	59,625,000	54,815,939	△ 4,809,061		
			1	負担金	59,625,000	54,815,939	△ 4,809,061	町負担金
2	繰越金			0	0	0		
	1	繰越金		0	0	0		
		1	繰越金	0	0	0		
			1	繰越金	0	0	前年度繰越金	
3	諸収入			20,000	4,135	△ 15,865		
	1	諸収入		20,000	4,135	△ 15,865		
		1	雑入	20,000	4,135	△ 15,865		
			1	雑入	20,000	4,135	回数券収入・預金利息	
	歳入合計			59,645,000	54,820,074	△ 4,824,926		

2 歳出

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明	
1	運営費			220,000	69,380	△ 150,620		
	1	会議費		150,000	47,500	△ 102,500		
		1	会議費	150,000	47,500	△ 102,500		
			1	報酬	47,500	47,500	△ 102,500	監査会、協議会委員報酬
	2	事務費		70,000	21,880	△ 48,120		
		1	事務費	70,000	21,880	△ 48,120		
			11	需用費	50,000	0	△ 50,000	
			12	役務費	20,000	21,880	1,880	振込手数料、切手代
2	事業費			59,425,000	54,750,694	△ 4,674,306		
	1	事業費		59,425,000	54,750,694	△ 4,674,306		
		1	事業費	59,425,000	54,750,694	△ 4,674,306		
			11	需用費	549,000	443,367	△ 105,633	停留所設置、時刻表・路線図印刷等
			12	役務費	16,000	277,913	261,913	自動車税、アンケート料金受取人払
			13	委託料	58,860,000	54,029,414	△ 4,830,586	運行委託料、公共交通再検討業務委託料
3	予備費			0	0	0		
	1	予備費		0	0	0		
		1	予備費	0	0	0		
			1	予備費	0	0		
	歳出合計			59,645,000	54,820,074	△ 4,824,926		

監査報告

令和3年度決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

令和4年5月25日

監査委員

小澤文人

監査委員

久澤登

## (2) 令和4年度事業計画(案)及び予算(案)について

### ◆事業計画(案)

#### 1. 基本方針

- (1)生活のなかで必要とされている通学、通院、買物、清流苑利用者の交通手段として、誰もが利用できる公共交通を整備し、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。
- (2)地域公共交通について住民との対話を深め、利用の促進やより良い運行・仕組みづくりに協働の視点を重視し取り組みます。

#### 2. 運行路線及び運行事業者

	路線名	運行状況	運行事業者
通常便	M8 大島循環	月曜日-金曜日(1日5便)	伊那バス
	M2 上片桐循環	月曜日-金曜日(1日4便)	
	M4 生田循環 峠部奈線	月・水・金曜日(1日3便)	丸茂自動車
	M5 生田循環 中山柄山線	火・木・土曜日(1日3便)	
	デマンドタクシー 生田地区(実証運行)※	月曜日-土曜日(1日2便) (令和2年1月~令和4年12月)	
通学便	M6 上片桐・大島通学便	月曜日-金曜日(1日5便)	伊那バス
	M3 部奈線	月曜日-金曜日(1日10便)	
	M7 生田線	月曜日-金曜日(1日10便)	

※デマンドタクシーは実証運行(道路運送法第12条の許可による運行)の期限を踏まえ、令和5年1月よりフルデマンド運行を予定していたが、住民への周知等を考慮すると今年度内の運行開始は難しい状況。実証運行期限後となる令和5年1月~3月は本格運行(道路運送法第4条の許可による運行)に移行し、運行を継続する。

#### 3. 運賃

項目	運賃
定時定路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大人：200円</li> <li>○小人：100円(小学生・中学生・高校生)</li> <li>○無料乗車できる方(下記対象者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前の方</li> <li>・無料通学定期券を所持している小中学生</li> <li>・生田地区から中学校へ通学する生徒</li> <li>・次のいずれかに該当する、本人及び生活扶助に利用する介護人の方 <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</li> <li>②要支援及び要介護認定の方</li> </ul> </li> <li>・65歳以上の方</li> <li>・障がい者福祉施設に通所の方</li> </ul> </li> </ul>

デマンド タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大人：400円</li> <li>○小人：300円（小学生・中学生・高校生）</li> <li>○無料乗車券証明書を持っている65歳以上の方：200円</li> <li>○無料乗車できる方（下記対象者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前の方</li> <li>・身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保険福祉手帳をお持ちの方</li> <li>・要支援及び要介護認定の方</li> <li>・障がい者福祉施設に通所の方</li> </ul> </li> </ul>
--------------	--

4. 定期券・回数券（別添参照）

5. 時刻表・路線図（別添参照）

6. 取組事業

項目	内容	時期
わかりやすい時刻表・路線図の作成、配布	・時刻表・路線図の作成印刷	R5年2月
わかりやすいバス利用の案内	・説明会等におけるバス利用の周知	随時
バス利用における利便性の向上	・回数券の車内販売（全便）	随時
公共交通再編 （運行形態の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮ヶ瀬橋架け替えに伴う停留所の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>①馬坂停留所の移設</li> <li>②宮ヶ瀬停留所の廃止</li> </ul> </li> <li>→これに伴い、大島循環、生田循環、生田線、部奈線の運行経路を変更</li> <li>・生田地区デマンドタクシーの実証運行（継続中）</li> <li>・松川町における公共交通見直し案をベースとしたフルデマンド化への準備</li> </ul>	R4年4月     ~R4年12月  R4年中

7. 目標指標（単位：人）

路線名	目標利用者数(R4)	利用者数実績(R3)
大島循環	2,700人	1,612人
上片桐循環	3,300人	2,863人
上片桐・大島通学便※	9,000人	8,893人
生田循環 峠部奈線	1,300人	1,209人
生田循環 中山柄山線	900人	546人
デマンドタクシー（実証運行）	1,000人	108人
生田線※	8,000人	8,281人
部奈線※	8,000人	8,258人
計	34,200人	31,770人

※…学生利用が多い路線

令和4年度 松川町地域公共交通対策協議会会計 予算書(案)

歳入合計	59,048,000 円
歳出合計	59,048,000 円
差引残額	0 円

1 歳入

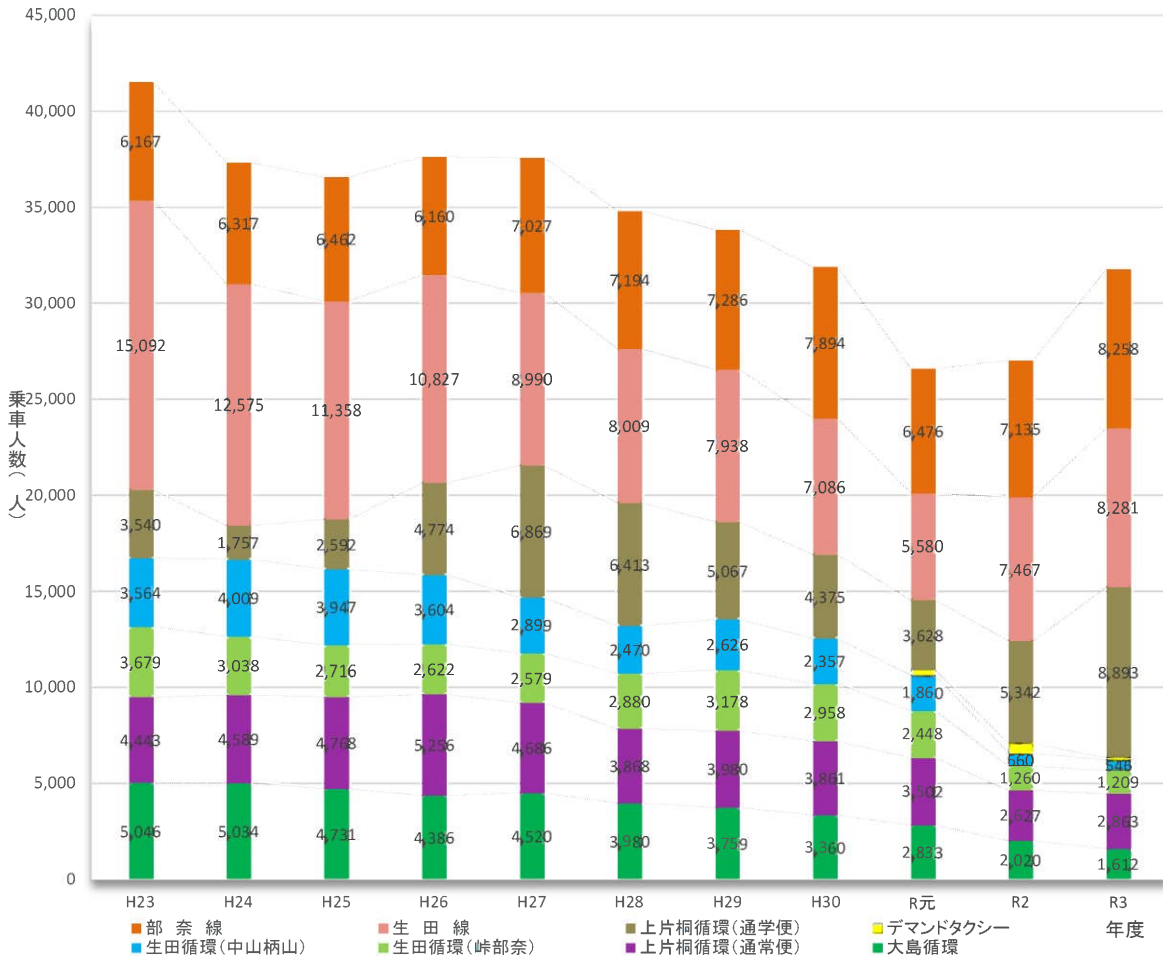
款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明	
1	負担金			59,028,000	59,625,000	△ 597,000		
	1	負担金		59,028,000	59,625,000	△ 597,000		
		1	負担金	59,028,000	59,625,000	△ 597,000		
			1	負担金	59,028,000	59,625,000	△ 597,000	町負担金
2	繰越金			0	0	0		
	1	繰越金		0	0	0		
		1	繰越金	0	0	0		
			1	繰越金	0	0	前年度繰越金	
3	諸収入			20,000	20,000	0		
	1	諸収入		20,000	20,000	0		
		1	雑入	20,000	20,000	0		
			1	雑入	20,000	20,000	0	回数券販売収入、預金利息
歳入合計				59,048,000	59,645,000	△ 597,000		

2 歳出

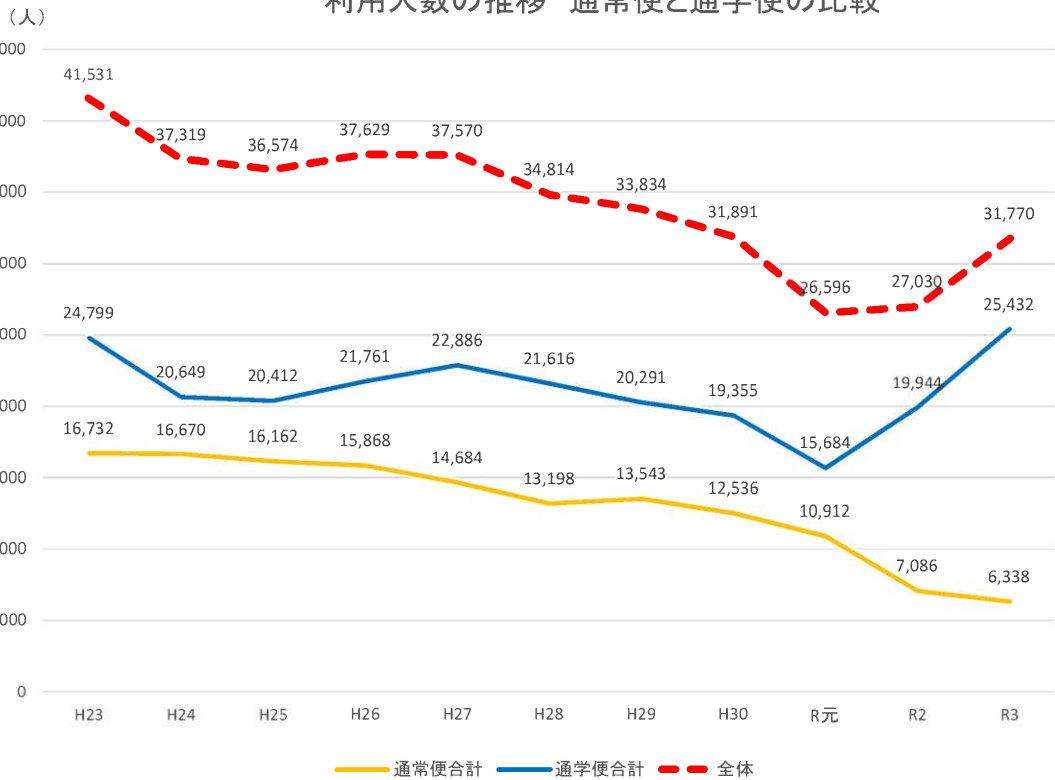
款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明	
1	運営費			220,000	220,000	0		
	1	会議費		150,000	150,000	0		
		1	会議費	150,000	150,000	0		
			1	報酬	150,000	150,000	0	委員報酬
	2	事務費		70,000	70,000	0		
		1	事務費	70,000	70,000	0		
			11	需用費	50,000	50,000	0	事務用品
			12	役務費	20,000	20,000	0	振込手数料
2	事業費			58,828,000	59,425,000	△ 597,000		
	1	事業費		58,828,000	59,425,000	△ 597,000		
		1	事業費	58,828,000	59,425,000	△ 597,000		
			8	旅費	96,000	0	96,000	デマンド交通準備視察
			11	需用費	398,000	549,000	△ 151,000	時刻表印刷、停留所設置費等
			12	役務費	16,000	16,000	0	自動車税
			13	委託料	58,318,000	58,860,000	△ 542,000	運行委託料、燃料費等
			18	備品購入費	0		0	
3	予備費			0	0	0		
	1	予備費		0	0	0		
		1	予備費	0	0	0		
			1	予備費	0	0		
歳出合計				59,048,000	59,645,000	△ 597,000		



### 乗車人数の推移 各便毎の比較



### 利用人数の推移 通常便と通学便の比較



## 生活交通確保維持改善計画

令和4年6月2日

(名称) 松川町地域公共交通対策協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## 1-1 南信州地域の公共交通の現状及び南信州地域交通問題協議会との関わり

南信州地域（以下「当地域」という。）は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（以下「14市町村」という。）から構成されており、中央アルプスと南アルプスに囲まれた伊那谷の南部に位置し、総面積1,929km<sup>2</sup>のうち約86%を森林が占めている。また、盆地のほぼ中央を流れる天竜川沿いに河岸段丘が広がり起伏に富んだ地形が形成されている。このような地形的特徴を持つ当地域での主な移動手段は専ら自家用車であり、それに伴い公共交通の需要は年々減少している。

しかし、自家用車を運転できない高齢者や、高校生を中心とする学生等は、日常の移動手段として電車やバス等を利用しており、今後継続的に公共交通を守り育てていくことが当地域にとって喫緊の重要課題のひとつとなった。こうした課題の解決には、市町村の枠を越えた公共交通の維持・確保が必要であることから、当地域の14市町村を中心に、道路管理者、公安委員会等の行政機関と公共交通事業者、福祉事業者、環境関連団体、公共交通利用者等が一堂に会し、「南信州地域交通問題協議会」を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく法定協議会として設立した。その後、当地域全体の公共交通に関するマスタープランとして「南信州地域公共交通総合連携計画」を策定したが、平成26年の活性化再生法の改正を受け、住民や来訪者の移動手段確保はもとより、福祉、教育、観光なども含めたまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成を進めるために、平成28年3月に「南信州地域公共交通網形成計画（以下「南信州網形成計画」という。）」を策定した。

本計画（生活交通確保維持改善計画）は、この南信州網形成計画に基づき各地域公共交通会議で作成された後、南信州地域交通問題協議会においても協議・承認を受ける。このため、本計画は南信州の目指すべき目標を達成するための具体的取り組みを示すために策定し、効率的な路線の運行を行っている。

## 1-2 松川町の現状と公共交通の必要性

松川町は東西に長く、町の中心を南北に流れる天竜川により河岸段丘が形成されている。松川町には大きく分けて天竜川東側の山間部に位置する生田地区、中心部を含む大島地区、その北側に位置する上片桐地区の3地区がある。町の中心部に商店街、JR駅、公共施設が集中するが、それぞれの地区から中心部までの距離が遠く、河岸段丘により形成された起伏の多い地形のため移動の負担が大きく、公共交通の維持が必要である。

以前より路線バスや福祉バスの運行を行ってきたが、運行区域や利用者が高齢者等に限定されていたことから、文教施設、福祉施設、商店街等を循環し、利用しやすい料金で利用者制限の無いコミュニティバスの運行が求められており、平成20年度に地域公共交通活性化再生事業（調査事業）に着手し、大島循環・上片桐循環・生田線・部奈線・生田循環の各路線を2カ年（平成21年度、平成22年度）実証運行の後、平成23年度から大島循環・上片桐循環・生田線・部奈線については本格運行を開始し、生田循環については路線の大幅改正を行い、実証運行期間を1カ年延長して平成24年度から本格運行を開始した。

令和2年1月から、生田循環の運行改善を行い、生田循環の午前1便・2便、デマンドタクシーの1便・2便に変更し実証運行を開始した。7月までの実証運行の反省を基に、令和2年8月から生田循環の午前3便を再運行し、デマンドタクシーの1便を午後の運行へ変更する等の運行見直しを行ったが、利用者数は減少傾向にある。

新型コロナの影響により、デマンドタクシー本格運行の適否が判断できない状況が続

いているため、デマンドタクシー実証運行を令和4年12月31日まで1年間延長し、令和4年4月以降も引き続き検証を行う。

また、令和3年7月に町内在住の高齢者2,000人を対象として、移動実態の把握と公共交通の必要性を検討するためのアンケート調査を実施。この結果を踏まえ作成した「松川町における公共交通の見直し案」をベースに、令和4年度はフルデマンド化に向けた準備を進める。運行事業者等との協議を重ね、令和5年度のフルデマンド運行開始を目指す。

町の西側にある温泉施設（清流苑）の利用と、町の中央にある下伊那日赤病院への通院には高齢者のバス利用が多く、高齢化が進んでいる天竜川以東の生田地区からのアクセス向上が求められている。町の中心市街地には多くの高齢者が居住しているため、きめ細かい運行が求められている。また、地域の活力低下が深刻さを増すなか、多くの交通弱者が町中に出ることで、商店街や文化活動の活性化に繋げていくことや、交通弱者の健康維持・向上に寄与することが必要である。

環境問題への意識の高まり、原油価格の高騰など社会経済情勢の変化を契機として、公共交通利用への関心を町全体で高め、地域の公共交通が抱える課題を住民と共有し、環境に負荷を掛けない生活様式としての公共交通利用や、商店街や文教施設などの地域資源の活用などにつなげるため、地域公共交通確保維持改善に取り組む必要がある

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 目標値 利用者数（系統ごとの乗車人数）

系統名	R3 実績	R4 目標	参考 R3 目標
大島循環	1,612 人	2,700 人	4,000 人
上片桐循環	2,863 人	3,300 人	4,500 人
上片桐・大島通学便	8,893 人	9,000 人	5,000 人
生田循環 峠部奈線（午前便）	1,209 人	1,300 人	2,500 人
生田循環 中山柄山線（午前便）	546 人	900 人	2,000 人
生田線	8,281 人	8,000 人	7,500 人
部奈線	8,258 人	8,000 人	8,500 人
計	31,770 人	33,200 人	34,000 人

- ・通常便（大島循環、上片桐循環、生田循環）利用者数の維持を目標とする。
  - 直近5年間の平均利用者数を参考に算出
- ・生田循環は令和2年1月より午後便が減便となっているため、令和2年度以降は午前便のみ利用者数の目標値を設定する。
  - 直近5年間の平均利用者数を参考に、全期間午後便が減便だったものとして算出
- ・通学便（上片桐・大島通学便、生田線、部奈線）対象小中学生数により目標設定する。
  - 【生田線】【部奈線】 対象小中学生数の約7割の利用を目標とする。
    - 40人（対象生徒数56人の約7割）×200日（往復利用）
  - 【上片桐・大島通学便】 対象小中学生数の約2割の利用を目標とする。
    - 45人（対象生徒数236人の約2割）×200日（往復利用）

## (2) 事業の効果

JR 駅（伊那大島駅、上片桐駅）を公共交通の要衝とし、松川町全体を網羅するコミュニティバスを維持することにより、公共交通空白地域の解消と地域にあった交通体系の構築を図ることができる。運賃を高校生以下 100 円とし、また、高齢者や障がい者、遠方から通学する小中学生については無料とし、学生や一般の利用者には割安に設定することで、誰もが利用することのできる交通機関として期待できる。大島循環は平日 5 便、上片桐循環は平日に 4 便運行し、また、生田地区の 2 路線は隔日運行としながらも、運行日は 5 便が運行することで、利便性の向上と利用機会の拡大を図ることができる。

また、バス路線の利便性が向上することで、バス路線と鉄道の連携を高めることができ、公共交通全体の利用促進に繋がる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・住民への乗り方教室を開催する。(松川町)
- ・高校へ進学する中学 3 年生の保護者に対し、参観日等で通学での公共交通活用についての説明会を設ける。(松川町)
- ・後期高齢者説明会、介護保険制度等説明会で無料乗車券の活用を周知する。(松川町)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

- ・協議会において、運送予定者を伊那バス(株)、丸茂自動車(有)とする案を承認した。
- ・運送予定者は、地域の生活移動を支える担い手として地域の信頼を得ており、また、実証運行時から路線を受け持ってきた実績がある。
- ・地場に根付いた企業が公共交通事業を受け持つことで、地域の交通手段が確保・維持のみならず、雇用も含めた地域経済の安定に寄与する。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス全路線について、その運行に係る費用総額 59,048,000 円のうち、松川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支について、運行事業者から月次で乗降者数報告を受け、数値指標による進捗管理および評価を実施する。
- ・利用客に対し車内で聞き取り調査を実施する。(不定期)

### 7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
<b>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>18. 協議会の開催状況と主な議論</b>	
平成20年7月3日(20年度第1回)	協議会設立、事業計画について協議
平成20年12月2日(20年度第2回)	予算、公共交通連携計画について合意
平成21年1月21日(20年度第3回)	運賃、運行業者、補正予算について合意
平成27年3月3日(26年度第4回)	平成27年度事業計画と予算の承認
平成27年6月1日(27年度第1回)	平成26年度事業、決算報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
平成28年1月15日(27年度第2回)	生活交通改善計画について承認
	(バリアフリー化設備等整備事業)
平成28年3月2日(27年度第3回)	平成28年度事業計画と予算の承認
平成28年6月1日(28年度第1回)	平成27年度事業、決算報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
平成29年1月12日(28年度第2回)	確保維持改善事業の事業評価について承認
平成29年3月8日(28年度第3回)	平成29年度事業計画と予算の承認
平成29年6月1日(29年度第1回)	平成28年度事業、決算報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
	運賃(定期券)改定について協議
平成30年5月31日(30年度第1回)	平成29年度事業、決算報告
	平成29年度公共交通再編支援事業結果報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
	高校生の通学定期券を全路線へ導入決定
平成31年1月10日(30年度第2回)	平成30年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
	平成31年度事業計画の承認
令和元年5月28日(元年度第1回)	平成30年度事業、決算報告
	平成30年度公共交通再編支援事業結果報告
	生活交通確保維持改善計画の承認
	運行経路変更について(デマンド運行)
令和元年9月24日(元年度第2回)	デマンド運行について実証実験(R2年1月開始)の承認
	消費税率引き上げに伴う運賃について協議
令和元年12月25日(元年度第3回)	令和元年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
	令和2年度事業計画の承認
令和2年3月17日(元年度第4回)	デマンド運行中間報告

令和2年6月2日（2年度第1回）	令和元年度事業、決算報告の承認
	生活交通確保維持改善計画の承認
	デマンド運行について（運行ルールの変更等）承認
令和2年8月27日（2年第2回）	デマンドタクシー実証運行期間の延長について承認
令和3年2月3日（2年第3回）	令和2年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
令和3年2月16日（2年第4回）	デマンドタクシーの今後の運行について承認
	運行改善施策の承認
	令和3年度事業計画の承認
令和3年5月27日（3年第1回）	令和2年度事業及び決算報告の承認
	令和3年度事業計画及び予算の承認
令和4年1月24日（3年第2回）	令和3年度地域公共交通確保維持改善事業評価の承認
	松川町公共交通の見直しについて協議

## 19. 利用者等の意見の反映状況

協議会構成員に住民及び利用者の代表が含まれており、定期的にバス停設置やダイヤ変更等について協議を行っている。

- ・ H21 年度に住民アンケート、H22 年度に集落懇談会を実施し、運行に反映。
- ・ H26 年 4 月より、上片桐循環通学便について、大島地区への路線変更を実施。
- ・ H27 年 4 月より、上片桐循環通学便について、大島地区への増便を実施。
- ・ H29 年 10 月に住民アンケートを実施（約 3,400 世帯）。また、11 月にはバスに乗り込み調査を実施し、実態を把握。
- ・ H30 年 9 月に地元ケーブルテレビでバスの乗り方について案内などを放送。
- ・ R1 年 11 月～12 月にバスの乗り方講習会と乗車体験会を実施し、利用者の声を把握。
- ・ R1 年 4 月～11 月に高齢者対象の各種説明会に於いて、利用者の声を把握。
- ・ R2 年 2 月に、中学校卒業予定生徒を持つ保護者へバスの利用促進案内を実施し、保護者の声を把握。
- ・ R2 年 4 月にバスに乗り込み調査を実施し、実態を把握。
- ・ R2 年 10 月にデマンドタクシー利用登録者に対し意向調査を実施。
- ・ R3 年 4 月より、回数券の車内販売を開始。（役場窓口での販売のみから改善）

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 長野県下伊那郡松川町元大島 3823

（所 属） 松川町役場 まちづくり政策課

（氏 名） 大橋 良平

（電 話） 0265-36-7014

（e-mail） seisaku@town.matsukawa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

## ○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

平成30年5月31日告示第30号

### (目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「網形成計画等」という。)の策定並びに変更の協議に関すること
- (2) 網形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長



が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第7条の2 会長が会議の目的である事項が軽易なものであると認める場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合において、会議の目的である事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。